

被告を退庭させた後で、その日の裁判を続行出来るとする刑訴法341条の条文コピーが安井弁護士から届きました。

341条の「法廷の秩序維持の爲、裁判長が退庭を命じらるる時……」と記されています。この退庭命令が問題です。裁判調書に記されている通り、私の発言は裁判長の訴訟指揮に対して、異議を唱えたもののばかりです。法廷の秩序を乱しているのは裁判官です。「退庭命令を受けた者の悪い事をした」と思わせる言ひ方をしますが、その実態は逆に、裁判官がやっている事が「悪い事」で「止めな事」ばかりです。

刑訴法286条の整合性をどう取るのでしょうか？ 2回の忌避申立にある忌避理由と「担当裁判官の不正を摘発する」に挙げた項目を参照頂ければ分かりますが、裁判官の犯罪であると言った過言では無い事ばかりです。訴訟指揮に対する異議を無視に退庭させた事も犯罪と言わねば事です。この裁判は私の裁判所批判の衝動を止めさせる爲に毀造した事件であり、有罪にして刑務所に入れ、それに依って衝動を止めさせる意図で裁判が進められている事は明らか



です。岡田、安井両弁護士に対し、「あなた方は犯罪者を裁判官に  
 仰いで裁判をやってゐるのと同じです」と言つて批判すると、彼等は  
 何を言ひ返す事をして人。「刑事裁判は99.9%が有罪と言ひ出る中で  
 私の裁判は私が無罪とする根拠の証拠の多数ある。天の裁判  
 所を懲らぬら再び与へた絶好のチャンスです。あなた方の名声が上がるか  
 下がるかはこの裁判の結果で決まります。頑張つて下さい。」と声を掛けました。

2011年6月29日 天高.



〈沿革 政290〉

1) 本条の趣旨 公訴棄却の裁判確定後に、瑕疵を補正して再起訴することは一般的には許されている。しかし本条は、公訴取消(257)による公訴棄却の裁判が確定した場合について、被告人の権利保護の観点から、再起訴を制限したものである。もっとも沿革的には、再起訴を原則的に禁じていた旧刑法に比べ、再起訴を一定限度で認めたという意味では、立法的には開く方向のものともいえる。

2) 証拠の新規性・重要性 「あらたに」発見した証拠とは、公訴取消前に発見収集していた以外の証拠をいう。重要な証拠かどうかは、その証拠が公訴の取消を理由のないものとするかどうかにかかっているといてもよいであろう。その意味で、取消の理由にもかかっている。具体的にはケース・バイ・ケースで判断されることになる(注釈④499)。

審理の過程において要件を充たさない再起訴であることが判明したときは、338条②号により、判決で公訴を棄却しなければならない。

**第341条〔陳述をきかない判決〕** 被告人が陳述をせず、許可を受けずに退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かずに判決をすることができる。  
〈沿革 旧365〉

1) 本条の趣旨 本条は、被告人が自ら審理に立ち会う権利を放棄し、または自らの責に帰すべき事由によってその権利を喪失したときは、被告人の陳述を聴くことなく公判審理を進め、判決に至ることもできることを定めたものである。被告人の陳述権は広くいえば防御権も自らの責任において行使すべきものであり、不出頭ないし法廷の秩序を乱すなどして自らその行使の妨げとなるような行動に出たときは、これを放棄し、または喪失したとみられてもやむをえないことである。その意味で、合憲性も当然に肯定できる。

なお、判決は口頭弁論に基づくことを要する旨定める43条1項にいう「特別の定め」にあたる(43条注3・4回参照)。本条は、控訴審にも準用される。

2) 陳述しない場合としては、被告人が公判廷に出頭したが、与えられた陳述の機会に供述拒否権を行使するなどしてその機会を放棄した場合のほか、出頭義務がなく(284)または出頭義務を免除されて(285)、被告人が出頭しない場合等がある。被告人に出頭義務のない場合でも、代理人が出頭したときは、代理人に陳述の機会が与えられる。

被告人が出頭後、許可を受けて退廷した場合については、次注参照。なお、勾留中の被告人が出頭を拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたときは、286条の2に基づき当該公判期日の公判手続(286条の2注4参照)を行なうことができ、本条の適用がない。

3) 無断退廷 被告人が裁判長の許可(288①)を受けずに退廷した場合にも、本条の適用がある。被告人が不出頭のまま開廷できる場合であっても、出頭した以上許可なく退廷することはできず(288条注2参照)、無断で退廷したときは本条のこの要件にもあたることになる。

被告人が裁判長の許可を受けて退廷したときは、被告人に出頭義務のない場合ないし出頭義務の免除とみられる場合であれば、そのまま開廷して審理を続け、当該期日に弁論を終結すること、即ち本条を適用することも可能である。しかし、被告人不在のまま開廷できない場合(286)には、許可を与えた以上開廷を続けることができず、本条適用の余地はない。

4) 退廷を命じられた場合 被告人が法廷の秩序を乱したため、裁判長が法廷警察権に基づき被告人に退廷を命じた場合(288②、裁71②)である。法廷等の秩序維持に関する法律3条2項により拘束された場合も同様である(実務では、拘束命令は退廷命令と同時に併せて発せられるのが一般である)。なお、同法2条により監置に処せられた場合にも本条の適用があるとされている(注釈④501、注解(中)905、大コンメ④310)が、適用できるのは、監置の制裁を受けたのがなお当該期日の公判審理の続けられている途中であるときに限られると解すべきである。一旦審理が次回以降の期日に続行となった後に制裁の裁判が行なわれたときは、監置の執行中に次回期日が到来しても本条の適用はないといふべきである。

5) 審理判決 被告人の陳述を聴かずに判決をすることができる。判決ができる以上、その前提となる審理をすることも当然にできる(最決昭50・9・11判時793-106)。被告人が退廷命令を受けた場合は、どこまで審理を進めてよいか問題になるが、当日の審理の予定を第1のメルクマールにした上で、審理の具体的内容、弁護人の有無等を考慮して裁判所が裁量権を行使して決定すべきであろう(286条の2注4参照)。

本条を適用すべき場合には、被告人は、陳述権、尋問権を放棄ないし喪失しているのだから(判例①)、304条の2後段は準用されない(同旨、注釈④502、大コンメ④311、反対説として、注解(中)906)。なお、判例は、被告人が退廷命令を受け本条により審理を定める場合においても、326条2項により同意があったものとみなすことができるとしている(326条判例③、同条注9参照)。

6) 弁護人への準用 弁護人が退廷した(退廷命令を受けた)場合にも本条を準用することができるかどうかについては、以前は消極説が通説であった(ポケット(F)986)。